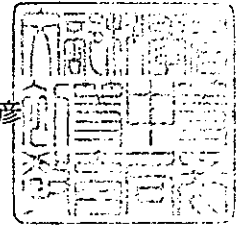


平成25年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦



(印影印刷)

高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の
算定等の一部改正について（通知）

このたび、平成6年6月30日付け文初職第24号で通知し、平成15年4月1日付け15文科初第1148号で一部改正した「高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等について」を下記のとおり改正しましたので通知します
については、貴管下の関係機関及び関係高等学校に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 「1 基準面積・金額の算定」（1）職業学科の場合の本文中「科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」及び「情報実習」」を「科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報システム実習」及び「情報コンテンツ実習」」に改める。
- 2 「1 基準面積・金額の算定」（2）総合学科の場合の本文中「科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」」を「科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報システム実習」、「情報コンテンツ実習」及び「産業社会と人間」」に改める。

3 「別表2 単位数補正係数一覧」を次のとおりに改める。

科目群	算出数による増減係数(%)			
	25	50	100	150
情報基礎に関する科目群	—	1	2～6	7～
情報応用に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
生物生産に関する科目群	1～3	4～13	14～34	35～
林業に関する科目群	1～3	4～9	10～16	17～
食品科学に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
工業基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～15	16～
電子基礎に関する科目群	—	1～3	4～6	7～
機械に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
自動車に関する科目群	1～3	4～8	9～13	14～
船舶に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
電気に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
電子応用に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
建築に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
設備工業に関する科目群	1～3	4～11	12～18	19～
土木・造園に関する科目群	1～3	4～13	14～30	31～
化学工業に関する科目群	1～3	4～13	14～20	21～
材料技術に関する科目群	1～3	4～10	11～17	18～
セラミックに関する科目群	1～3	4～12	13～19	20～
繊維に関する科目群	1～3	4～9	10～14	15～
インテリアに関する科目群	1～3	4～7	8～12	13～
デザインに関する科目群	1～3	4～10	11～18	19～
流通・経営に関する科目群	1～3	4～9	10～20	21～
国際経済に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
水産・海洋基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～14	15～
海洋漁業に関する科目群	1～3	4～14	15～25	26～
栽培漁業に関する科目群	1～3	4～12	13～28	29～
被服に関する科目群	1～3	4～11	12～24	25～
食物に関する科目群	1～3	4～11	12～36	37～
保育・福祉に関する科目群	1～3	4～12	13～30	31～
看護に関する科目群	1～3	4～15	16～37	38～

4 別表3の[課題研究, 実習, 総合実習補正係数一覧]を[課題研究等補正係数一覧]に改める。

高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等について

(平成6年6月30日文初職第24号)

(沿革 平成15年4月1日15文科初第1148号 一部改正)

(平成25年4月1日25文科初第250号 一部改正)

産業教育振興法施行令の一部を改正する政令（平成6年6月30日政令第206号。以下「政令」という。）及び産業教育振興法施行規則（平成6年6月30日文部省令第28号。以下「省令」という。）が施行されたことに伴い、省令第3条第1項各号の取扱いを含め各高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等については下記のとおり定めましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、貴管下の関係機関及び関係高等学校にも周知いただくよう併せてお願いいたします。

記

1 基準面積・金額の算定

(1) 職業学科の場合

省令第3条第1項各号に基づき、当該高等学校において履修する科目の属する政令別表第2欄に掲げる各科目群（以下「科目群」という。）ごとに次の(1)～(3)により算出した係数に、高等学校産業教育施設整備費国庫補助金交付要綱（平成15年4月1日付け15文科初第375号文部科学大臣裁定。以下「施設交付要綱」という。）別記1及び学校教育設備整備費等補助金交付要綱別記2の3.高等学校産業教育設備整備費（平成15年4月1日付け15文科初第739号文部科学大臣裁定。以下「設備交付要綱」という。）(2)設備基準金額に掲げる当該科目群ごとの基準面積・金額をそれぞれ乗じて得た数（四捨五入）の和をもって当該高等学校の基準面積・金額とする。

① 生徒数補正（省令第3条第1項第1号による補正）

各科目群ごとに、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する学科の第1学年の定員の和に応じ、別表1により定める係数。

② 単位数補正（省令第3条第1項第2号による補正）

各科目群ごとに、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の履修単位数及び第1学年の定員をもとに次の演算式により算出（四捨五入）した数に応じ、別表2により定める係数。

演算式（当該高等学校にA B Cの3学科を設置する場合）

$$(24 \times 80 / 40 + 4 \times 40 / 40 + 24 \times 40 / 40) \times 40 / 160 = 19$$

A学科履修単位数
B学科履修単位数
C学科履修単位数
当該科目群第1学年履修総定員

A学科第1学年定員
B学科第1学年定員
C学科第1学年定員

③課題研究等補正（省令第3条第1項第4号による補正）

当該高等学校において科目「課題研究」，「実習」，「総合実習」，「情報システム実習」及び「情報コンテンツ実習」を履修する場合，補正対象となる科目群ごとに当該科目群を補正する各学科の履修単位数及び第1学年の定員をもとに上記（2）の演算式により算出（四捨五入）した数に応じ別表3により定める係数。

なお，この補正については，学科ごとに任意の1の科目群の基準面積・金額を補正するものとする。

(2)総合学科の場合

省令第3条第1項各号に基づき，当該高等学校において開設する科目の属する各科目群ごとに次の(1)～(3)により算出した係数に，施設交付要綱別記1及び設備交付要綱（2）設備基準金額に掲げる当該科目群ごとの基準面積・金額をそれぞれ乗じて得た数（四捨五入）の和をもって当該高等学校の基準面積・金額とする。

①生徒数補正（省令第3条第1項第1号による補正）

当該高等学校の収容定員を3で除した数（四捨五入）に応じ，別表1により定める係数。

なお，この補正については「情報基礎に関する科目群」の基準面積・金額のみを補正するものとする。

②単位数補正（省令第3条第1項第2号による補正）

「情報基礎に関する科目群」については，当該高等学校において開設する「情報基礎に関する科目群」に属する科目の最大開設単位数に応じ，別表2により定める係数。

また，その他の科目群については，当該高等学校において開設する科目の属する科目群ごとに，当該科目群ごとの科目の開設単位数の和及び「情報基礎に関する科目群」以外の科目群に属する科目の開設単位数の総和をもとに次の演算式により算出した数（四捨五入）に応じ，別表2により定める係数。

なお，この場合の「開設単位数」について，当該高等学校の各系列において同一の科目を開設することとなる場合においては，それぞれの単位数が同一の場合は，いずれか1の単位数をもって，また，単位数が事なる場合は最大単位数をもってこれにあてるものとする。

演算式

$$\frac{6 \times 30}{118} \div 2$$

当該科目群の開設単位数の和 「情報基礎に関する科目群」以外の科目群の開設単位数の総和

③課題研究等補正（省令第3条第1項第4号による補正）

当該高等学校において科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報システム実習」、「情報コンテンツ実習」及び「産業社会と人間」を履修する場合、当該科目の開設単位数の和及び「情報基礎に関する科目群」以外の科目群に属する科目の開設単位数の総和をもとに上記(2)の演算式により算出した数（四捨五入）に応じ、別表3により定める係数。

なお、この場合の「開設単位数」についても上記(2)と同様とする。

また、この補正については、当該高等学校において開設する科目の属する科目群の全てについて基準面積・金額を補正するものとする。

(3)職業学科及び総合学科を併設する場合

それぞれ上記(1)及び(2)により算出した面積・金額の和をもって当該高等学校の基準面積・金額とする。

2 基準面積・金額の算定の対象とならない学科

次のいずれかに該当する場合は当該高等学校における基準面積・金額の算定の対象とはしないものとする。

- (1) 募集停止中の学科
- (2) 全日制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で全日制の課程に置かれる学科と同様の学科
- (4) 昼間定時制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で昼間定時制の課程に置かれる学科と同様の学科
- (5) 通信制の課程に置かれる学科(通信制の課程のみを置く高等学校の学科を除く。)
- (6) 盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部に置かれる学科
- (7) 専攻科及び別科

(別表 1)

[生徒数補正係数一覧]

算出数	1～39	40～80	81～120	121～160	161～200	201～111
増減係数(%)	50	100	130	140	150	以後40人増えるごとに10%ずつ増

(別表 2)

[単位数補正係数一覧]

科目群	算出数による増減係数(%)			
	25	50	100	150
情報基礎に関する科目群	—	1	2～6	7～
情報応用に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
生物生産に関する科目群	1～3	4～13	14～34	35～
林業に関する科目群	1～3	4～9	10～16	17～
食品科学に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
工業基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～15	16～
電子基礎に関する科目群	—	1～3	4～6	7～
機械に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
自動車に関する科目群	1～3	4～8	9～13	14～
船舶に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
電気に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
電子応用に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
建築に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
設備工業に関する科目群	1～3	4～11	12～18	19～
土木・造園に関する科目群	1～3	4～13	14～30	31～
化学工業に関する科目群	1～3	4～13	14～20	21～
材料技術に関する科目群	1～3	4～10	11～17	18～
セラミックに関する科目群	1～3	4～12	13～19	20～
繊維に関する科目群	1～3	4～9	10～14	15～
インテリアに関する科目群	1～3	4～7	8～12	13～
デザインに関する科目群	1～3	4～10	11～18	19～
流通・経営に関する科目群	1～3	4～9	10～20	21～
国際経済に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
水産・海洋基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～14	15～
海洋漁業に関する科目群	1～3	4～14	15～25	26～
栽培漁業に関する科目群	1～3	4～12	13～28	29～
被服に関する科目群	1～3	4～11	12～24	25～
食物に関する科目群	1～3	4～11	12～36	37～
保育・福祉に関する科目群	1～3	4～12	13～30	31～
看護に関する科目群	1～3	4～15	16～37	38～

(別表 3)

[課題研究等補正係数一覧]

算出数	1 ~ 4	5 ~ 12	13 ~
増加係数 (%)	110	130	150

COPY